

市税などの納期限内納付にご協力ください

市税には、各税目と期別ごとに『納期限（納付する期限）』が定められています。市民の皆さん一人ひとりに納めていただいた市税が、平川市発展のための力となります。これからも市民の皆さまにとって納付しやすい環境づくりに取り組んでいきますので、納期限内の納付にご協力をお願いします。



●市税の納付には簡単・便利な『口座振替』をご利用ください●

3点を持参して金融機関へ！

●必要なもの

1. 振替を希望する通帳
2. 通帳の届出印
3. 納入・納税通知書



あわせてほかの料金も振替できます

●振替可能料金

介護保険料／保育料／温泉使用料／簡易水道使用料
／奨学貸付金／後期高齢者医療保険料／墓地管理手数料／法定外公共物占用料／市営住宅使用料

取扱金融機関 青森銀行／みちのく銀行／東奥信用金庫／青い森信用金庫／津軽みらい農協／つがる弘前農協／ゆうちょ銀行

[納付方法] 市役所・各金融機関での窓口納付／東北管内郵便局・ゆうちょ銀行での窓口納付／口座振替／コンビニ収納／スマホアプリ収納（PayPay／PayB／支払秘書／LINE Pay 請求書支払い）

※納付方法の詳細は納付書裏面をご確認ください。

令和3年度 市税など納期限一覧表

	5/31	6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/28	1/31
軽自動車税	全期								
固定資産税	1期		2期		3期		4期		
市県民税		1期		2期		3期		4期	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期
後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期

※「随期課税分」については、納税通知書でご確認ください。

納税相談を実施しています

税金は、納期限内に納めなければなりません。一定の要件を満たしている場合には、原則として1年以内に限り、納期延長や分割納付をすることができます。お困りの際は、お気軽に税務課収納係にご相談ください。

休日・夜間窓口でも相談を受け付けています。 ※休日・夜間窓口の日程は18ページをご覧ください。

●口座振替により軽自動車税（種別割）を納付されている方へ●

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続審査用）「以下、証明書」について、口座振替で納付されている方は、納期限日に引き落とされた後、金融機関からの収納確認に数日を要することから、この間に車検を受けられる場合は、記帳された通帳を持参して窓口にお越しいただくなど、ご不便をおかけしておりました。

このため、市では、令和3年度から毎年6月に送付する証明書の有効期限を、翌年の6月15日まで延長いたしました。翌年度の6月15日までに車検を受ける場合は、今年度に送付される証明書をお使いいただけます。

※なお、令和3年度の証明書が送付される前に車検などで必要な場合は、以下のことを確認した上で税務課窓口で証明書を交付します。

1. 車検を受ける車両に、課税されている令和2年度までの軽自動車税（種別割）に未納がないこと
2. 軽自動車税（種別割）の口座振替が、直近2カ年で振替不能となっていないこと

[問合せ] 税務課 収納係 ☎44-1111 (内線1265)